

4 東京地方裁判所 平成17年2月24日判決

平成17年2月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成15年(ワ)第20170号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成17年2月17日

判 決

神奈川県 [REDACTED]

原 告 X
同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

東京都港区浜松町二丁目7番19号

被 告 オービット・キャピタル・
マネジメント株式会社
同代表者代表取締役 永山 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告
被告ら訴訟代理人弁護士 [REDACTED]
[REDACTED]

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、各自金2916万4439円及びこれに対する平成15年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、各自金3866万4439円及びこれに対する平成

15年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告オービット・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「被告会社」という。）の従業員ら及び被告会社の取締役であった被告■■■（以下「被告■■■」といふ。）による適合性原則違反等の違法な勧誘により海外通貨先物オプション取引を行って損害を被ったと主張して、被告らに対し、不法行為（被告会社については固有の不法行為責任又は使用者責任）に基づいて、その損害金等及びこれに対する取引終了の日からの民法所定の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。なお、原告による本件訴え取下げが効力を有するかどうかも問題になっている。

1 前提事実（証拠原因を掲記しない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告

原告は、大正11年〇月〇日生まれの女性であり、平成14年から15年にかけて被告会社に対し海外通貨先物オプション取引の取次を依頼した者である。

イ 被告ら等

被告会社は、海外市場における先物オプション取引の取次等を業としている会社である。被告会社は、平成13年7月23日、「オービット・トレーディング・マネジメント株式会社」という商号で設立されて、同年11月13日、関東財務局長から金融先物取引業の許可（金融先物取引法第56条）を受け、その後の平成14年12月10日、商号を「オービット・キャピタル・マネジメント株式会社」に変更した。

被告■■■は、被告会社を設立した者の1人であり、平成15年6月28日までその取締役を務め、平成14年12月9日まではその代表取締役を務めていた。

永山■（以下「永山」という。）は、平成14年12月10日、被告会社の代表取締役に就任した。

佐野■（以下「佐野」という。）及び中崎■（以下「中崎」という。）は、平成14年ないし15年当時、被告会社に従業員として勤務していた（ただし、平成15年1月ころ退職した。）。松濤■（以下「松濤」という。）は、平成14年ないし17年当時、被告会社に従業員として勤務していた。盛本■（以下「盛本」という。）は、平成17年1月当時、被告会社に従業員として勤務していた。

（2）オプション取引（弁論の全趣旨）

ア(ア) オプション取引とは、当事者の一方（売り手）が、予め定められた権利行使期間内（権利を行使することができる最終月を「限月」という。）の任意の時点において予め定められた価格（「権利行使価格」又は「ストライクプライス」という。）で商品（原資産）の買付を行使する権利（「コール・オプション」又は「CALL」という。）又は売付を行使する権利（「プット・オプション」又は「PUT」という。）を相手方に付与し、相手方（買い手）がこれに対する代金（「オプション・プレミアム」又は「プレミアム」という。）を支払う取引のことをいう。

オプション取引には、コール・オプションの買付及び売付並びにプット・オプションの買付及び売付の4種類がある。

イ) オプションの買い手は、その売り手に対し、当該商品の売買の履行を請求する権利を有しているが、売買の履行を請求すべき義務はないので、その権利行使が自己に不利益になると判断する場合には、権利行使をせずにオプションの放棄（「権利放棄」という。）をすることもできる。

オプションの買い手は、権利行使をする場合、ストライクプライスを基準として、コール・オプションについては支払ったプレミアム相当額を超えて原資産の価格が上昇すればするほど利益となり、プット・オプ

ションについては支払ったプレミアム相当額を超えて原資産の価格が下降すればするほど利益となる。他方、権利放棄をした場合、オプションは無価値となるので、買付時に支払ったプレミアム相当額がすべて損失となる（ただし、損失はプレミアムに限定される。）。そのため、オプションの買い手は、オプション取引によって、原資産の価格変動によるリスクのヘッジをしつつ、利益を追求することが可能となる。

逆に、オプションの売り手は、その買い手が権利行使をしたときは、ストライクプライスで売買の履行をすべき義務を負う。オプションの売り手は、その買い手が権利放棄をした場合、売付時に支払を受けたプレミアム相当額が利益となる（利益はプレミアムに限定される。）。他方、権利行使がされた場合、ストライクプライスを基準として、コール・オプションを付与したときは原資産の価格がプレミアム相当額を超えて上昇すればするほど損失となり、プット・オプションを付与したときは原資産の価格がプレミアム相当額を超えて下降すればするほど損失となる。

イ プレミアムは、ストライクプライスと限月ごとに設定されており、本来価値（現時点において権利行使をしたならば得られる金額）と時間価値（現時点から最終期日までにおける原資産の価格変動の可能性に伴う価値）から構成され、日々変動する。

プレミアムの変動要因としては、原資産の価格の変動、原資産の価格の変動可能性（ボラティリティ）の大小、ストライクプライス、権利行使可能期間の長短（時間価値の減少）、短期金利など様々なものがある。また、対象商品（原資産）を円とするドル建てのオプション取引の場合、原資産の価格の変動、すなわち、円ドルの為替レートの予測が重要となるところ、円ドルの為替レートは、日米はもとより国際的な経済状況、政治状況、日米の貿易収支、金利、軍事的状況、当局による市場介入のほか、多種多様

な立場の者の通貨需要からも影響を受ける。(乙24の1ないし11, 証人中崎, 松涛, 被告[]本人)

ウ プレミアムが日々変動することに着目して、権利行使を予定せず、単に投機目的でオプションそのものの売買（転売を目的としたオプションの購入及びオプションの売却（転売））をすることを含めて広く「オプション取引」と呼ぶ場合もある（以下、かかる投機目的の売買については、リスクヘッジ等を目的とする本来の意味でのオプション取引と区別するため、「オプション転売取引」という。）。

オプション転売取引の場合、オプションの売主はその買主に対してオプションを移転すべき義務を負い、買主は売買時点におけるプレミアムを支払うべき義務を負う。

個人投資家は、対象商品（原資産）を現実に買い付けたり売り付けたりすることはしないため、権利行使を視野に入れたリスクヘッジ等を目的とする本来の意味でのオプション取引ではなく、投機目的のオプション転売取引を行っており、かつ、取引所における取引に直接参加することができないため、オプション取引の取次業者を通じて取引を行っている。原告が行った取引も、かかる意味（投機目的）でのオプション転売取引であり、被告会社を取次業者として行ったものである。

オプション転売取引においては、オプションの買主は、自ら売主となってオプションを転売する時点におけるプレミアムがオプション購入時のプレミアムと取次業者に対する取引手数料の合計額を超えた場合に、その差額が利益となり、合計額を下回る場合には、その差額が損失となる。また、権利行使期間が過ぎて権利放棄となった場合には、オプションは無価値となるので、オプション購入時のプレミアムと取次業者に対する取引手数料の合計額がすべて損失となる。

(3) 原告が行ったオプション転売取引

原告が被告会社に取次を委託したオプション転売取引（以下「本件取引」という。）は、市場をシカゴ・マーカンタイル取引所（CME）、原資産を通貨（円）とするドル建ての取引で、すべてプット・オプションの購入又はその転売であり、その経過は別紙取引経過一覧表1、2記載のとおりである（以下、その各買付をこれに付された番号に対応させて「買付①」ないし「買付⑩」といい、各転売をこれに付された番号に対応させて「転売②」ないし「転売⑩」という。）。また、本件取引における損益分岐点等は別紙損益分岐点計算表記載のとおりである。（乙4ないし10、15ないし18（いずれも枝番を含む。））

被告会社は、本件取引の取次を米国シカゴ所在の「R J オブライエン・アンド・アソシエイツ社」を通じて行った（乙15の1ないし18、16の1ないし3）。

(4) 被告■■■は、平成15年6月10日、原告をして、「和解書」と題する書面（乙第3号証。被告会社が、原告に対し、300万円の和解金を支払う義務があることを認め、これを月々30万円の10回分割で支払うことなどを内容とする書面。以下「本件和解書1」という。）に署名押印をさせ、原告からこれを受け取って、原告に対し30万円を支払った。

被告会社は、原告に対し、同年7月から平成16年3月まで毎月30万円（合計270万円）を支払った。

(5)ア 本件訴訟については、平成16年11月18日、口頭弁論が終結され、判決言渡期日が平成17年1月27日に指定された。

イ 永山は、平成17年1月25日、原告をして、「和解契約書」と題する書面（乙第28号証の2。被告らが、原告に対し、合計2000万円の和解金を支払う義務があることを認め、うち500万円は直ちに支払い、残金1500万円は月々150万円を10回分割で支払うことなどを内容とする書面。以下「本件和解書2」という。），本件訴訟に係る「訴え取下

「同意書」と題する書面（「原告及び被告は請求の全てを取り下げる事に同意します。」と記載された書面。以下「本件訴え取下げ同意書」という。）及び「解任届」と題する書面（原告がその訴訟代理人弁護士荒井哲朗を解任する旨の書面。以下「本件解任届」という。）に署名させ、原告からこれらの書面を受け取って、原告に対し500万円を支払った。

永山は、同月26日、当裁判所に対し、本件訴え取下げ同意書及び本件解任届を提出した（以下、本件訴え取下げ同意書の提出による訴えの取下げを「本件訴え取下げ」という。）。

ウ 当裁判所は、同月26日、同月27日の判決言渡期日を取り消した。

エ 原告は、同年2月10日、当裁判所に対し、「平成17年1月25日付、「訴え取下げ同意書」という書面に名前を書かされ、はんこを押しているようですが、私は、裁判を続けて欲しいと思っています。もし裁判をやめるという内容のものなら、私の意思によるものではありませんので、撤回し、取消します。」という上申書を提出した。

2 原告の主張

(1) 違法事由

ア 適合性原則違反

先物取引が本来的に予定しているリスクヘッジという経済的意義、オプション取引の高度の危険性、取引の仕組みの複雑性・理解困難性、オプションの価格変動要因の多様性、価格変動に関する情報の入手困難性、情報源の多様性、情報選択の困難性、情報分析の困難性等に照らすと、オプション取引に関する知識、情報、判断・分析能力、経験、財産が十分な者に限って同取引を行う適格を備えているというべきであり、知識等が不十分な者に対して同取引の勧誘をすることは許されない（適合性原則）。

原告は、高齢者であって、オプション取引の基本的な仕組みについてすら理解できず、価格変動要因に関する知識や取引に関する情報を入手する

術を持たないため、自ら相場判断をすることもできない者であり、本件取引につき込まれた資金は老後の生活のための資産のほとんどすべてであつたのであるから、オプション取引をする適格を有していなかつた。

したがつて、このような原告をオプション取引に勧誘し、本件取引を受託したことは、適合性原則に反するもので、違法である。

イ 断定的判断の提供

断定的判断の提供とは、投機投資取引の勧誘員等が、被勧誘者ないし顧客に対し、利益が生ずること又は損失を取り戻せることが確実であると誤解するような断定的な判断を提供して取引の勧誘・受託をすることをいい、このような勧誘は違法である。

被告会社の従業員ら（被告■■■を含む。以下同じ。）は、オプション取引開始の勧誘から個別取引の勧誘に至るすべての過程において、原告に対し、「円安になったときに儲かることになるんです。これからどんどん円安になっていくんですよ。」、「株はこれからどんどん下がっていく一方です。今は円安が続いているから、絶対うまくいきますよ。初めはちょっとで良いんです。株を売って、そのお金でやるべきですよ。安いときに買って、高いときに売る。株と同じですよ。私が、慎重に、安いときには売らないようにするから、心配要りませんよ。」、「まだまだ円安になっていきます。まだまだ儲かりますよ。」などと述べて、断定的判断を提供して取引の勧誘及び受託をした。

したがつて、被告会社の従業員らによる本件取引の勧誘及び受託は違法である。

ウ 説明義務違反

被告会社の従業員らは、オプション取引を勧誘する際、原告に対し、同取引の仕組み、危険性、オプションの価格変動要因、価格変動要因に関する資料の入手方法及び分析方法等について、原告が十分に理解できるよう

に具体的に説明すべきであり、原告が、交付された同取引に関する書面を熟読するなどして理解を深め、同取引を行うか否かを冷静かつ自主的に判断できるように、熟慮期間を与えるべき注意義務がある。

しかるに、被告会社の従業員らは、原告に対し、オプション取引の仕組みや危険性等を全く説明せず、熟慮期間を与えることもなく本件取引を開始させた（上記注意義務に違反した。）。

エ 新規委託者保護義務違反

一般に、投機投資取引の勧誘者（受託者）は、被勧誘者（委託者）が眞に自己の相場判断に基づく注文ができるように、知識及び経験を蓄積させ、保護、育成すべく、短期間にいたずらに取引商品を増やすさず、取引量を抑制するなどの新規委託者保護育成義務を負っている。特に、オプション取引の仕組みの複雑性、価格暴落についての判断困難性、高度の投機性からして、被告会社には、かかる義務を遵守することが強く求められる。

しかるに、被告会社の従業員らは、原告がオプション取引の基本的仕組みすら理解できていないことを知りながら、原告の知識、経験及び理解能力の著しい欠如に乗じて、取引開始後3か月の間に原告に2000万円以上の現金を交付させており、かかる過大な取引は新規委託者保護義務に違反する。

オ 無断売買

原告は、本件取引の状況を正確に把握できおらず、何を取引しているのかさえ理解できていなかったのであり、本件取引に関して何ら注文をしておらず、被告会社の従業員らがもっぱら注文内容を決定していた。

したがって、本件取引はすべて違法な無断売買である。

カ 一任売買

一任売買とは、取引の種類、商品、限月、コール又はプットの区別、ストライクプライス、新規又は仕切の区別、取引数量（枚数）、指値又は成

行の区別、指値の場合はその値段及び委託注文の有効期間、成行の場合は取引を行う日についての顧客の具体的指示を受けないで取引を受託することをいう。一任売買は、委託者がオプション取引の知識及び経験を得ることを妨げること、顧客の利益を害する取引がなされる危険性が高いことなどから、違法である。

本件取引は、すべて無断売買であるが、仮にそうでないとしても一任売買であり、違法である。

キ 過当取引

被告会社のようにオプション取引の取次について高率の手数料を設定している場合、過当なオプション取引がなされると、委託者は委託金額の大部分を手数料として失う危険性がある反面、被告会社は委託者の犠牲の下に多額の手数料を得ることになる。よって、被告会社は、短期間に過当な取引を勧誘せず、又は受託しないようにすべき注意義務がある。

しかるに、被告会社の従業員らは、原告に対し、原告の保有するほとんどすべての資産を短期間に高度の危険性を有するオプション取引に交付させ、わずか7か月の間に3300万円余りを失わせた（そのうち約54.3%に当たる約1830万円が被告会社が取得した委託手数料となっている。）のであり、原告の取引に関する知識及び経験の欠如に乗じて過当な取引をさせた（上記注意義務に違反した。）。

(2) 損害

① 本件取引による損害 3366万4439円

② 弁護士費用 500万円

なお、原告は、被告会社から、和解金名下に合計800万円の支払を受けているが、和解契約自体が、被告らによる業としての違法行為の締めくくりと評価されるべきもので、公序良俗に反するものであり、その違法の程度及び違法がもっぱら被告らに存することからすれば、上記800万円の支払は、

不法原因給付というべきであり、原告の損害から控除されるべきでない。また、上記800万円は、和解契約に基づく和解金名下に支払われたものであつて、損害賠償の趣旨で支払われたものではないから、原告の損害から控除されるべきでない。

(3) 本件和解書1による和解契約が無効であること（抗弁に対する反論、再抗弁）

原告は、本件和解書1に見覚えがなく、その記載内容の合意ないし意思表示をしたことではない。本件和解書1作成の経緯からすると、原告と被告会社との間で、対等の立場で相互に互譲して紛争を解決することを本質とする和解契約が成立したということはできない。

仮にそうでなくとも、本件和解書1による和解契約は、被告会社が、業として行っている違法行為を隠匿し、原告の正当な損害賠償請求を困難ならしめんとする不当な意図に基づいて、原告の知識、経験及び理解能力の著しい欠如に乗じて作出了したもので、被告会社の業としての違法行為の締めくくりと評価されるべきものであり、公序良俗に反して無効である。

また、被告会社には法的責任があり（本件取引の損害について、原告に対し損害賠償義務を負う。）、その程度も重大であるところ、上記和解契約は、被告会社に何ら法的責任がないことを前提に締結されたものであって、原告の錯誤に基づくものであるから、無効である。

(4) 過失相殺について

本件のような投資勧誘に関する不法行為においては、被害者の過失は、加害者の過失により発生して、損害の発生へと誘導されるのであり、これを単独で非難することは適切でない。過失相殺は、十分かつ正確な説明及び情報が提供されて顧客が自発的な意思決定をすることができたことが当然の前提となるのであって、これがない本件については過失相殺をすることができないというべきである。また、過失相殺を肯定すると、被害者の損害が加害者

の利得に転嫁されることになり、公平・正義に反する。さらに、被告会社や被告[REDACTED]は、高齢者を狙った詐欺的業者であり、違法行為の頻発を予防するためにも、違法行為によって生じた損害のすべてを賠償させる必要がある。

したがって、本件について過失相殺を行うことはできない。

(5) 本件訴え取下げの効力について

本件訴え取下げは、職業的詐欺犯人らが相手方当事者の代理人弁護士を解任させて自己に有利な和解合意の外観を作出させるという手口によるものである。特に原告のような高齢者は、来訪して目の前にいる者の言葉に抵抗することができず、盲目的に従ったり、真意から出る意思表示をすることができないことがしばしばあるし、また、目の前にぶら下げられた金額に対しては正しい判断ができなくなる傾向が強い。

本件のように組織的詐欺被害にあった被害者は、上記のような者であるからこそ被害者となつたのであり、弁護士に委任して被害回復手続を行つてゐる。このように弁護士が代理人として訴訟追行をしているときに、これを無視して直接の接触をすることは、訴訟上の信義則の最も基本的な内容に反する。

本件訴え取下げの経緯からして、本件訴え取下げ同意書は、永山らによつて詐取されたものであり、原告の真意に基づくものではないから、本件訴え取下げは取消し又は錯誤により無効である。また、不当な方法で詐取した本件訴え取下げ同意書を提出する被告らの行為は、それ自体が違法であり、訴訟上の信義則に著しく反することが極めて明白であるから、本件訴え取下げの効力は生じないといるべきである。

3 被告らの主張

(1)ア 上記2(1)ア（適合性原則違反）について

原告の生活費はアパートの賃料収入や年金で十分に足りているところ、原告は、長年、約500万円の余剰資金を運用するため、株式やファン

ドへの投資を常時行ってきた。また、原告は、友人らとともに、極めてハイリターンなアメリカや日本の上場前の株式に投資するなどして、余剰資金による投資そのものを楽しんでいたのであり、投資意欲旺盛な者であった。被告会社も、原告の名前が投資家リストに掲載されていたため、オプション取引を勧誘したのである。

そして、本件取引の資金は、原告が長年運用してきた株式やファンドの売却代金を充てたものであって、老後の生活費のためにリスクを避けて蓄えていた資金ではない。

株式やファンドもオプションも、将来の価格を予測することは困難であるが、その仕組みを理解することは容易である。

したがって、原告を本件取引に勧誘したことは、適合性原則に反するものではない。

イ 同イ（断定的判断の提供）について

原告の断定的判断の提供に関する主張は否認する。

ウ 同ウ（説明義務違反）について

佐野及び中崎は、原告に対し、オプション取引を勧誘する際、2時間以上かけてその仕組みとリスクについて説明している。すなわち、佐野及び中崎は、原告に対し、オプション取引について、権利行使には期限があること、期限が来るとオプションは全部消滅すること、元本保証はなく、利益が出ることも損失が出ることもあることを説明し、また、プレミアム表、プレミアムヒストリー、円ドル為替チャート、円ドル為替ヒストリー、円ドル為替の先物（3月もの）チャート、円ドル為替先物（3月もの）のヒストリーの各説明図を示しながら、基本的には、PUTの場合、円安に進めば利益が出て、逆なら損失となり、CALLの場合、円高に進めば利益が出て、逆なら損失が出ること、オプションの購入金額の計算方法、オプションの手数料が1枚3万円であること、手数料を含めた損益分岐点等に

について説明した。

原告は、30年以上の株式の投資キャリアがあり、オプション取引の基本的仕組みについて十分に理解していた。

エ 同エ（新規委託者保護義務違反）について

商品先物取引については3か月間の保護育成期間が設けられていたが、平成11年4月1日をもって撤廃された。それは、バブルの崩壊後、投資家の質的な向上もあって、自己責任に基づく投資が原則であることが十分に理解されたことにより、保護育成期間は必要ないと判断されたためである。

したがって、新規の取引でも、投資家がリスクを理解していれば、保護育成期間を設ける必要はないものであって、これは本件取引においても同様である。

原告は、オプション取引の基本的仕組みやリスクを十分に理解していたのであるから、保護育成期間を設ける必要はなく、被告会社は原告主張のような新規委託者保護義務を負わない。

オ 同オ（無断売買）について

被告会社は、いずれの取引についても、個別に原告の注文を受けて売買の取次を行った。特に、平成15年2月の買付は、原告が被告[]に対し積極的に購入を希望したものである。

カ 同カ（一任売買）について

原告の一任売買に関する主張は否認する。

被告会社は、いずれの取引についても、個別に原告の注文を受けて売買の取次を行った。特に、平成15年2月の買付は原告が被告[]に対し積極的に購入を希望したものであり、原告は、この買付以後、頻繁に被告会社に電話をして、購入したオプションの値動きを注視しており、同年4月に入ると、ほぼ毎日被告会社に電話をして購入したオプションの価格を確

認していた。

キ 同キ（過当取引）について

原告の過当取引に関する主張は否認する。

手数料は、投資家が利益を得るか損失を被るかにかかわらず発生するものであり、株式でも投資信託でも先物取引でも同じである。1枚3万円という手数料も、通常の金額であり、原告もこれを十分理解して本件取引を行ったのである。

(2) 和解の成立

原告と被告会社は、平成15年6月10日、本件訴訟の対象とする訴訟物を含めて、本件和解書1による和解契約を締結したのであるから、両者間に何らの債権債務もない（原告は、被告会社に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を有しない。）。

上記和解契約は、原告が警察署に相談に行き、警察官から被告会社に3回電話があり、その間、原告自身からも、警察に相談している旨の電話があつて、損失補償を求め続けられたため、被告会社がこれに応じて締結されたものであり、被告会社が原告に対して和解契約の締結を迫ったことは一度もなく、常に原告がイニシアティブをとり優位に立って和解交渉が進められたものである。また、原告の最終的な損失額は3000万円を超えていたが、もともと原告にも相当程度の過失がある事案であり（特に、平成14年12月上旬に利益を出した後の取引については、原告にもかなりの過失がある。）、和解金300万円という額も原告の過失を考慮した額であつて、原告も和解金額について十分に考慮した上で了承したのである。

したがつて、上記和解契約については、原告に錯誤はなく、公序良俗に反するということもない。

(3) 過失相殺

原告は、初回取引で800万円もの利益を出し、平成15年に入ると、積

極的にオプション取引を行うことを希望しており、頻繁に被告会社に電話をして、購入したオプションの値動きを把握し、転売時期を計算するなどしていたところ、被告会社が転売した方がよいとアドバイスしたにもかかわらず、これに従わなかったために損失を拡大させた。

原告は、被告会社の従業員から、オプション取引の仕組みや手数料、損失が発生することなどの説明を受けており、友人に対しオプション取引を勧めて被告会社を紹介する際、オプション取引は、元本保証ではなく、最悪の場合、投資金額全額を失う取引であるから、自分自身でよく考えて投資するか否かを判断するよう話しているのであって、オプション取引について理解していた。

したがって、仮に上記和解契約が有効でないとしても、相当程度の過失相殺がなされるべきである。

(4) 本件訴え取下げの有効性について

原告は、被告らがいないところで矢嶋らとともに3時間も打ち合わせをした結果、本件訴えを取り下げるに至ることにしたこと、原告が和解金額の上乗せ交渉をしていること、原告自身が支払った弁護士費用の金額等を永山に伝えていること等の本件訴え取下げに至った経緯に照らすと、本件訴え取下げは、原告の真意によるものである。

なお、一般に、訴え取下げの意思表示に瑕疵がある場合でも、刑事上罰すべき他人の行為に基づく場合に限って訴え取下げが無効となるにすぎないところ、上記のとおりであって、本件訴え取下げが刑事上罰すべき他人の行為に基づくものであるといえる余地はない。

したがって、本件訴え取下げは有効であるから、本件訴訟は終了している。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記前提事実に証拠（各項に掲記したもの）及び弁論の全趣旨を併せると、次の事実が認められる。

(1) 当事者等

ア 原告（甲1, 10, 原告本人, 証人松涛）

原告は、A 学院を卒業後、軍需工場での勤務を経て、約2年間香川県の中学校で家政科の講師として勤務し、25歳の時にB社に勤務する男性と結婚した後は、職に就くことはなく、専業主婦として生活してきた。原告は、夫がヨーロッパにおけるB社の設立に関与したこと也有って、夫とともに5年間ベルギーに居住したことがあったが、昭和60年に夫が死亡し、現在は息子の家に居住している。

本件取引開始当時の原告の収入は、月約18万円の年金のほか、大阪府内に所有していたアパートの賃料収入（ただし、月々の賃料収入総額約26万5000円から下記の銀行ローン月額13万4386円、管理費、税金等を差し引いた額）があった。なお、上記アパートは、銀行から3500万円の融資を受けて平成5年に建築したもので、平成15年11月26日当時、そのローン残高は2395万0257円であった。また、原告の預貯金は約450万円ほどあった。

原告は、50歳ころから株式や投資信託（ファンド）を買い貯めるなどして、一時5000万円相当の株式等を保有していたが、その後、株価が下落して、その保有株式等の価値は本件取引開始当時3000万円程度となっていた。なお、原告は、友人らとともに、千葉県在住の者から持ちかけられた米国の豆腐を扱う会社の株式と日本警備保障の株式への投資話や、150万円が1年で倍になるという投資話に乗って、金員を支払ったこと也有って、

他方、原告は、本件取引を行うまで、オプション取引や先物取引の経験は全くなかった。

イ 被告ら等

ア 被告■について（甲4の1ないし5、被告■本人）

被告■は、金のいわゆるペーパー商法（現物を販売すると見せかけて売買契約を締結し、代金を受領しても現物は渡さず預かり証券のみを交付する商法）で社会問題に発展した豊田商事株式会社に銀座営業部支店長として勤務した後、同会社と類似した営業を行う「日立商事」という名称の会社を設立し、さらに、昭和59年10月、海外金融先物取引会社「飛鳥」を設立して同社の社長となつたが、昭和61年11月26日、先物取引の保証金名目で顧客から金員を詐取したとして逮捕され、平成2年12月5日、東京地方裁判所で懲役7年の実刑判決を受けて、服役した。

「飛鳥」は、顧客に対し、シカゴ・マーカンタイル取引所の上場商品、すなわち、米国の500企業の平均株価指数の動きに相場を張る「S P 500」や、円・ドイツマルクなどの金融商品の先物取引を勧誘し、親会社であった「日立商事」（昭和61年5月破産宣告）がニューヨークに設立した現地法人「ミノル・インターナショナル・コモディティー・コーポレーション」を通じて、上記取引所の正規取引員である「ハイノルド社」に顧客の注文を取り次ぐと称していた。なお、「飛鳥」は、昭和61年3月に破産宣告を受け、その全営業期間を通じると、被害金額は13億5000万円に及び、被害者は300人を超える、被害を受けた一人暮らしの老女が富士山中の樹海で自殺した旨の新聞報道がなされた。

その後、被告■は、平成10年12月、ヴァーティカル株式会社という原油の先物オプション取引の取次等を扱う会社を設立し、平成13年7月23日、被告会社を設立した。なお、被告会社の事務所はヴァーティカル株式会社と同じビル内にあった（甲5、6）。現在、ヴァーティカル株式会社の代表取締役には被告■の弟が就任しており、被告■は、被告会社及びヴァーティカル株式会社に相談役として関与している。

(イ) 中崎、佐野について（甲6、乙22、証人中崎）

中崎は、平成12年5月ころ、ヴァーティカル株式会社に入社して、約1か月間、当時同社の代表取締役を務めていた被告■からオプション取引に関する知識やセールストーク等の研修を受けた後、海外先物オプション取引に関する営業を担当した。その後、平成13年9月ころ、被告会社に異動（入社）して、海外先物オプション取引に関する営業を担当していたが、平成15年1月20日ころ退職した。

佐野は、平成14年4月ころ、被告会社に入社して、海外先物オプション取引に関する知識やセールストーク等の研修を受けた後、海外先物オプション取引に関する営業を担当していたが、平成15年1月に退職した。

中崎と佐野は、被告会社に勤務していた当時、上司と部下という関係にあった。

(ウ) 松涛について（証人松涛）

松涛は、上記の豊田商事株式会社と関係のあった「鹿島商事」に営業課長として勤務した経歴があり、35歳ころに被告■と知り合い、現在、ヴァーティカル株式会社の取締役、被告会社の従業員として勤務している。

(2) 本件取引の経過等（甲2、9、10、乙1ないし10、15ないし18、20ないし23（枝番を含む。）、証人中崎、同松涛、原告本人、被告■本人）

ア 佐野は、平成14年9月ころから、繰り返し原告に電話をかけて、オプション転売取引の勧誘を行い、同年10月22日、原告宅を訪問して、原告に対し、同取引を勧誘して、原告から「海外金融先物取引口座設定約諾書」（乙第1号証）の交付を受けた。そして、被告会社に原告名義の口座（以下「本件口座」という。）が開設された。

イ 平成14年10月23日、佐野及び中崎が原告宅を訪問し、原告は、佐野とともに銀行に行って、預金300万円の払戻しを受け、これを佐野らに交付した。被告会社は、上記金員によって買付①の取次をした。

ウ 佐野及び中崎は、その後も、繰り返し原告に電話をして、オプション転売取引の追加資金を出すよう勧誘した。これに対し、原告は、保有していたファンドを売却して900万円を工面し、平成14年11月1日、佐野及び中崎とともに銀行に行って、佐野らに対してその900万円を交付した。被告会社は、上記金員によって買付②ないし⑥の取次をした。

その後、原告は、同月13日、中崎とともに郵便局に行き、満期になつた簡易保険を解約して、その解約金のうち500万円を中崎に交付した。被告会社は、上記金員によって買付⑦⑧の取次をした。

さらに、被告会社は、同月27日、原告から300万円を受け取り、これによって買付⑨⑩の取次をした。

エ 原告は、平成14年12月4日及び5日、買付③ないし⑩によって取得したオプションを転売し（転売③ないし⑩）、合計806万3998円の売買差益を得た。

被告会社は、同年12月10日、上記売買差益に係る金員によって買付⑪⑫の取次をした。

オ 中崎は、同年12月12日、転売③ないし⑩の転売総代金2161万3468円を持参して原告宅を訪問した。その際、中崎は、原告から返金を求められたため、61万3468円を返金したが、残りの2100万円については、新たなオプション転売取引の資金にするよう勧誘して返金しなかつた（中崎は、被告会社が転売③ないし⑩による売買差益によって買付⑪⑫の取次を行っており、転売③ないし⑩の転売総代金を原告に返金すると本件口座がマイナスとなるため、そもそも原告に返金をする意思はなかった。）。

原告は、同日、中崎から更に円のコール・オプションの買付をするよう勧誘されて、追加資金を出すことにしたが、体調が良くなかったため、中崎に対し、銀行預金の引出を依頼した。原告は、中崎が銀行預金300万円を引き出して戻って来たことから、その300万円を交付した。

中崎は、転売⑩ないし⑪の転売総代金を被告会社の原告口座から出金していたことから、帳簿上の形式を整えるために、原告が被告会社から2161万3468円を領収した旨の領収書（乙第8号証の8）を原告に作成させてこれを受け取り、実際には返金しなかった2100万円と新たに原告から受け取った300万円の合計2400万円を被告会社が領収した旨の領収証（乙第8号証の6）を原告に交付した。

被告会社は、上記金員（2400万円）によって、買付⑫ないし⑬の取次をした。

なお、原告は、同月ころ、投資をしてくれる人を紹介して欲しい旨中崎から求められたことから、友人である C（以下「C」という。）を中崎に紹介した。

カ 被告■は、佐野及び中崎が被告会社を退職した後、自ら原告との取引の担当となり、平成15年1月27日、原告宅を訪問し、オプション転売取引の勧誘をした。

原告は、同月31日、原告宅に訪れた被告■に対し、650万円を交付し、プット・オプション100枚の買付の取次を依頼した。しかし、原告が被告会社に預けた金員の残高では100枚の買付代金に満たなかったため、被告■は、原告に対し、不足金を受け取るためにあらためて松涛を原告宅に訪問させる旨答えた。

キ 平成15年2月5日、原告は、原告宅を訪れた松涛に対し、200万円を交付した。

被告会社は、同月13日、買付⑭の取次を行った。なお、買付⑭の代金

は、原告から交付を受けた金員を充てたが、約6725.29ドル（81万6786円（TTS：121.45円））不足していたため、不足分について被告会社の資金が充てられた（この時点での本件口座の残高には不足金相当額のマイナスが生じた。）。

被告会社は、同月14日、転売②及び⑪ないし⑯の取次を行い、この転売代金によって本件口座の残高のマイナス状態は解消された。

しかし、松濤は、同月15日、原告に電話をして、上記不足金81万6786円を交付するよう求めた。

ク 松濤は、平成15年2月21日、原告宅を訪問して、上記キの不足金を受け取った。また、松濤は、転売②及び⑪ないし⑯の結果を報告し、原告もこの転売によって損失が生じたことを認識した。

他方、松濤は、原告に対し、新たなオプション転売取引の勧誘をした。

原告は、保有していた株式（グッドマン）を売却して、同月28日、松濤に対し300万円を交付した。被告会社は、同日、原告から交付を受けた金員によって買付⑯ないし⑰の取次を行った。

ケ 原告は、同年4月末ころ、被告会社との取引をやめて預けた金員の返還を受けたいと思い、多摩警察署の住民相談課に赴き、巡査部長の吉田敏彦（以下「吉田」という。）に対し、「被告会社が取引の解約に応じてくれないのでないかと思い、心配している。」旨の相談をした。吉田が被告会社に電話をしたところ、被告■から「被告会社は登録をした業者であり、解約の申出があればいつでも解約をすることができる。」旨の回答があつたため、その旨原告に伝えられた。

コ 松濤は、平成15年5月10日、原告に対し、本件口座の残額61万4956円を交付した。

なお、松濤は、原告から、「米国の豆腐に関する会社の株式と日本警備保障の株式への投資話を千葉県在住の者から持ちかけられ、友人のCら

とともにお金を支払ったが、株券の交付もなければ返金もなく、何とか取り返したい。」旨の相談を受けたことがあったところ、同日、原告及びCらとともに千葉県の当該人物と会って話し合いをしたが、解決しなかつた。

サ 原告は、多摩警察署の住民相談課に更に2回相談に行って、吉田や同課課長から被告会社に電話をしてもらったほか、被告会社に自ら電話をして、被告[■]に対し、「損失が出るということは中崎から聞いていない。中崎が700万円を使って保険をかけてくれると言ったはずである。警察に相談している。お金を返して欲しい。」旨の苦情を述べた。

シ 被告会社は、平成15年5月29日、転売⑯ないし⑰の取次を行った。
被告[■]は、同年6月10日、原告宅を訪問し、原告に対し、本件和解書1への署名押印を求めた。これに対し、原告は、本件和解書1に署名押印して、被告[■]から30万円を受け取った。

松涛は、同年6月16日、原告宅を訪問して、原告に対し、本件口座の残額（清算金）2万9225円を交付したほか、「お取引解約書」と題する書面（乙第2号証）に署名押印するよう求めて、これを受け取った。

2 本件訴えの取下げの効力について

(1) 前記前提事実(5)に証拠（甲11ないし19、乙28ないし30（枝番を含む。））及び弁論の全趣旨を併せると、次の事実が認められる。

ア 原告は、本件訴訟を提訴後、訴訟追行や被告らとの交渉のすべてを原告訴訟代理人弁護士荒井哲朗（以下「荒井弁護士」という。）に任せていた。

イ Cは、平成16年11月ころから松涛及び盛本から電話がかかってくるようになったことに困惑して、同年12月22日、荒井弁護士に委任して、被告会社に対し、被告会社と直接対話することを望まないこと及び一切連絡等をしないよう求めること等を内容とする通知書（甲第11号証）を送付した。

ウ 荒井弁護士は、平成17年1月8日ころ、盛本から電話で面会を求められたが、必要があれば被告ら訴訟代理人弁護士██████（以下「██████弁護士」という。）を通じて接触するよう述べた。

エ 荒井弁護士は、同月19日ころから同月20日ころにかけて、██████弁護士から、数回にわたって、被告らが原告に対して2400万円を支払うという内容で和解をしたい旨の申入れを受けたが、原告との間で話し合っていた和解を受諾しうる金額を大幅に下回っていたため、この申入れを断った。

オ 永山及び盛本は、同月27日に被告らにとって著しく不利な判決が言い渡されることは必至であると考えたが、荒井弁護士が2400万円以下の和解を拒否することは明らかであったため、荒井弁護士には内緒で、Cの仲介で原告と直接会って、和解契約を締結し、本件訴訟の取下げ書を取得するとともに、荒井弁護士から本件訴訟の代理人としての権限を剥奪してしまおうと考え、同月25日、本件訴え取下げ同意書、本件和解書2及び本件解任届を事前に準備した上で、原告の友人で同年代のC及びD（以下「D」という。）と共に原告の入院するE病院に赴いた。そして、永山は、原告に対し、本件訴えを取り下してくれるならば合計2000万円を支払う、内500万円は直ちに支払う旨述べて、本件訴え取下げ同意書、本件和解書2及び本件解任届に署名させるなどした上、これらを受け取った。

(2) ところで、訴訟当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならないのであって（民訴法2条）、訴訟手続上の権限を濫用することは許されない。

しかし、我が国の民事訴訟制度は代理人を立てないいわゆる本人訴訟を容認しているが、原告についてみると、前記のとおり、大正11年〇月〇日生まれの高齢の女性であって理解能力及び判断能力が低下していることは容

易に推察され、諸法及び民事訴訟制度を理解して、自ら本件訴訟手続において自己に有利な主張を展開したり各種申立てを行うことは著しく困難であって、法律の専門家である弁護士を代理人として訴訟追行することが必要不可欠であり、そのことは被告らも十分認識していたといえる。

しかるに、本件訴え取下げに至る経緯は前記前提事実(5)及び上記2(1)のとおりであって、永山及び盛本は、荒井弁護士に2400万円を和解金額とする和解の申入れを拒否されていたにもかかわらず、これを無視し、同弁護士には内緒で、高齢の女性で理解能力及び判断能力が低く本件訴訟の状況や見通しを知らない原告の無思慮に乗じて（なお、C及びDも原告と同年代である。），判決言渡しの2日前である同月25日、原告の入院する病院まで押しかけ、訴えを取り下してくれるなら直ちに500万円を支払うなどと甘言を弄するなどして、本件解任届を受け取って原告の利益擁護者といえる荒井弁護士から本件訴訟の代理人としての権限を剥奪するとともに、本件和解書2（上記2400万円よりも400万円低い2000万円を和解金額とし、しかも分割払いとするものである。）及び本件訴え取下げ同意書を取り付け、原告に代わって永山自らが当裁判所に本件訴え取下げ同意書を提出したものであって、かかる行為は訴訟上の信義に著しく反するものというべきであり、そのような行為によってもたらされたものというべき本件訴え取下げを有効と見ることは著しく正義に反する。

したがって、本件訴え取下げは無効というべきである。

3 原告主張の適合性原則違反について

(1)ア オプション取引の特徴・性質

前記前提事実のとおり、オプション取引は、商品そのものを売買の対象とするものではなく、ある商品を売買する権利を売買の対象とするものであり、コール・オプション（CALL）の買付及び売付並びにプット・オプション（PUT）の買付及び売付の4種類あり、CALLしかPUTか、

売り手か買い手かという立場によって、利益の実現方法や損失の生じ方が異なる。そして、利益の実現方法は、権利行使とプレミアムの転売の区別があり、それぞれによって損益分岐点の計算方法は異なるし、権利行使を予定したオプション取引における売り手と買い手の法的権利義務と投機目的でのオプション転売取引における売主と買主の法的権利義務も異なる。

また、もっぱらオプション転売取引を行う場合でも、本来の意味でのオプション取引の仕組みを知ることが不可欠といえる。さらに、オプション取引を行う場合、一般投資家は取引所の取引に直接参加することはできないので、取次業者に売買の取次を委託する必要があり、取次業者との間における契約内容をも理解する必要がある。このように、オプション取引（オプション転売取引を含む。）は、社会一般に広く普及してその仕組みが理解されている取引であるとはいえず、その仕組みは複雑で容易に理解し難い取引であるといえる。

イ オプション・プレミアムの予測可能性

前記前提事実(2)イのとおり、オプション・プレミアムは、ストライクプライスと限月ごとに設定されており、本来価値と時間価値から構成され、日々変動する。

そして、プレミアムの変動要因は、原資産の価格の変動のみならず、原資産の価格の変動可能性（ボラティリティ）の大小、ストライクプライス、権利行使可能期間の長短（時間価値の減少）、短期金利など様々なものがある。しかも、原資産である円の為替レートは、国際的な経済状況、政治状況、日米の貿易収支、金利、軍事的状況、当局による市場介入のほか、多種多様な立場の者の通貨需要からも影響を受けるのであり、これらの複雑な変動要因に照らすと、貿易や投資の専門家であっても将来の為替レートを的確に予測することは容易でなく（的確に予測できないからこそ、通貨の先物取引やオプション取引が為替変動のリスクヘッジに利用されてい

る。), ましてや一般人がこれを予測することは極めて困難といえる。

このように、プレミアムには様々な変動要因があり、しかも原資産価格の変動（本件取引では円ドルの為替レート）を始めとしてその個々の変動要因自体も正確に把握することはできないものであるから、一般人が将来におけるプレミアムの変動を予測することは、極めて困難であって、不可能に近いとさえいえる。

ウ オプション取引の危険性

前記前提事実(3)のとおり、原告が被告会社に支払った取次手数料は、プラット・オプション1枚の購入につき3万1500円（消費税を含む。）であつて、前記前提事実(3)（別紙損益分岐点計算表）によれば、オプション1枚の購入代金（プレミアムと手数料を合計した額）に対して手数料が占める割合は27%ないし38%と高率である（なお、全オプションの買付金総合計5670万6797円に対して手数料合計1827万円が占める割合は約32%である。）。

また、前記前提事実(2)ウのとおり、本件取引のようなオプション転売取引の場合、当初購入したオプションのプレミアムがこれに手数料を加えた合計額を超えて初めて利益が出る。そして、上記のとおり、被告会社に支払う手数料が高額かつ高率であるため、本件取引の損益分岐点については、前記前提事実(3)（別紙損益分岐点計算表）のとおり、オプション購入時のプレミアムが1.371倍ないし1.624倍になって初めて利益が出るものであり、プレミアムが下がった場合や現状を維持した場合はもとより、プレミアムが上がった場合でも手数料分を超えない限り必然的に損失が生じことになる。さらに、前記前提事実(2)イのとおり、プレミアムは本来価値と時間価値によって構成されるところ、この時間価値は、有効期日までの残り時間が少なくなるにつれて基本的には減少していく性質を有している。

このように、オプション転売取引については、大きな利益が出る可能性があるものの、高額かつ高率の手数料が必要であることなどに照らすと、プレミアムの変動を的確に予測できない限り、もともと利益よりも損失が生じる可能性の方が高い取引といえる。また、オプションの買い手の場合は損失がプレミアムに限定されるといつても、手数料が高額かつ高率であることや権利行使期間を過ぎるとプレミアムが無価値となることからかんがみると、投資金額によっては損失が莫大なものとなる可能性がある。しかも、上記イのとおり、一般人にとって将来におけるプレミアムの変動を予測することは極めて困難で不可能に近いとさえいえるのであるから、オプション転売取引は、極めて危険性が高く、賭け事に近い性質の取引であるといえる。

エ 以上のように、オプション取引は、その仕組みが複雑で容易に理解し難く、一般人がプレミアムの変動を予測することも不可能に近く、特に、オプション転売取引は、賭け事に近い性質を持つ極めて危険性の高い取引であるから、その取引適格性は慎重に判断されるべきである。

したがって、オプション取引（オプション転売取引を含む。）の取次業者の従業員は、一般人に対して同取引の勧誘をする際、当該投資家の年齢、判断能力、理解能力、取引経験、社会経験、収入、資産等を総合的に勘案して、当該投資家の取引適格性の有無を判断すべきであり、適格性が否定される場合にはこれを勧誘してはならず、適格性が肯定される場合であってもその資産や収入に照らして相当な範囲を超えた取引を勧誘してはならない注意義務を負っていると解すべきである。

(2) 原告の取引適格性

ア 上記1(1)のとおり、原告は、50歳ころから株式や投資信託を買い貯めるなどとしていて、ある程度の証券取引の知識、経験があり、本件取引開始当時も3000万円相当の株式等を保有していた。

しかし、株式や投資信託とオプション取引（オプション転売取引を含む。）とでは、その仕組みやリスク等が根本的に異なるというべきであるから、株式等への投資経験の有無によって、オプション取引の適格性に有意な差異を設けることはできないというべきであり、原告が一般人と比較してオプション取引に関する理解能力等が優れていたということはできない。

かえって、原告は、上記1(1)のとおり、25歳の時に結婚して以来、職に就くことなく専業主婦として生活してきた者で、本件取引当時、80歳と高齢で、加齢のために判断能力や理解能力が低下していたことが容易に推察される。

イ 実際にも、前記前提事実及び上記1の事実に証拠（甲10、原告本人）を併せると、原告は、本件取引を行っていた際、本件のようなオプション転売取引につき、株式取引と同様に利益が上がることもあれば損失が出ることもあることは理解していたものの、まさに株式取引において株価が値上がりすれば利益が上がり値下がりすれば損失が出るのと同様に円安になれば利益が上がり円高になれば損失が出るといった程度の理解であって、前記前提事実(2)イのようなプレミアムの変動要因等を理解していなかつたことはもとより、前記前提事実(2)のようなオプション（転売）取引の基本的仕組みもよく理解していなかつたこと、換言すれば、被告会社の従業員ら（被告■■■を含む。）による説明も原告に上記程度の理解を超える理解を得させるものではなかつたことが認められる。

この点について、証人中崎、同松涛及び被告■■■本人は、原告が、本件のオプション転売取引の仕組みをよく理解していて、取引の決定を自主的に行っていたかのように供述する。

しかしながら、そもそも、証券取引の経験があるとはいえ長く専業主婦として生活してきた80歳の老女が、前記のように複雑かつ難解なオプシ

ション転売取引の仕組みをよく理解することができるとは容易に想像し難く、ましてプレミアムの変動要因等をも理解して自ら予測を立てることにより取引の決定を自主的に行うなどということは到底考え難い。しかも、例えば、被告■本人及び証人松濤は、原告がオプション転売取引について中崎から説明を受けてよく分かっていると述べていたと供述するが、証人中崎の証言によれば、その中崎は、本件取引の勧誘の際、佐野の原告に対する説明に10分間くらいで補足説明をしたにすぎないというのであり、また、何ゆえに当該のストライクプライス及び限月のものを選択するのかを全く理解しておらず、したがってまた、原告に対しても他のストライクプライス及び限月のことは全く説明していないことが認められる。また、被告■本人は、平成15年1月28日、原告に対し、オプション取引について丁寧に説明をしたと供述するが、他方、証人松濤は、同年2月5日、オプション取引の仕組みについて説明した際、「中崎さんについて聞いて分かっているわ。」、「時間が経つと結構忘れていることもあるのね。今日は良い勉強になりました。」と述べていたと供述しており（乙21）、被告■による丁寧な説明があったこととは相矛盾している。

これらの諸点及び証拠（甲10、原告本人）に照らすと、上記各供述は採用することができない。

ウ 以上の諸点、とりわけ、原告は、長く専業主婦として生活してきた者であり、本件取引当時、80歳と高齢で、証券取引の経験はあったものの、商品先物取引やオプション取引の経験は全くなく、オプション取引の仕組みをよく理解するだけの能力がなかったことなどに照らすと、原告は、オプション取引（オプション転売取引を含む。）のように、複雑で容易に理解できず、賭け事に近い性質を持つ極めて危険性の高い取引には、およそ不適格な者であったというべきである。しかも、前記前提事実(3)（別紙取引経過一覧表1）のとおり、原告は、本件取引において、被告会社の従業

員らの勧誘を契機に、わずか4か月程度の間に自己の財産から約3470万円もの金員を被告会社に交付したのであり、前認定の原告の収入及び資産に照らしても、相当と認められる範囲をはるかに超えた取引がされたというべきである。

したがって、佐野、中崎、被告■及び松涛による本件取引の勧誘行為は、上記(1)の注意義務に違反した違法なものというべきである。

4 被告らの損害賠償責任について

前記前提事実及び上記1、3によれば、本件取引に係る佐野、中崎、被告■及び松涛の勧誘行為は、別個独立のものではなく、被告会社の営業行為として一体として行われたものであり、共同不法行為を構成するというべきであるから、被告■は、その共同不法行為により生じた全損害を賠償すべき責任を負う（ただし、過失相殺については後述する。）。そして、これらの勧誘行為が被告会社の事業の執行についてなされたことは明らかであるから、その損害について被告会社も使用者責任（民法715条）を負う。

前記前提事実(3)のとおりで、原告は本件取引によって合計3366万4439円の損失を被ったところ、これは、上記不法行為により生じた損害といえる。

5 本件和解書1による和解契約について

前記前提事実(4)及び上記1(2)の事実に証拠（乙3、被告■本人）を併せるところによって、本件取引により原告に損失が生じていることをめぐる両者間の紛争につき、その記載どおりの内容（被告会社が原告に対し、「和解金」として300万円を10回に分割して支払うこと、両者間には他に債権債務がないことを確認すること等）の和解契約を締結したことが認められ、この認定に反する原告本人の供述部分は上記証拠に照らして採用することができない。

しかしながら、これまでに判示したところによれば、被告会社の従業員らは、海外通貨先物オプション取引についておよそ適格のない原告に対し、違法に本

件取引の勧誘をして、その結果 3366 万円余りの損害を生じさせたものであるところ、上記和解契約は、損害額の 10 分の 1 にも満たない 300 万円の和解金の分割払いでの紛争の一切を解決しようとするものであって、著しく不均衡であるだけでなく、80 歳という高齢者である原告の理解能力及び判断能力の低さや無思慮に乗じて締結されたものといわざるを得ない。

したがって、上記和解契約は、公序良俗に反して無効といるべきである。

6 損害額について

(1) 過失相殺について

ア これまでに判示したところによれば、原告は、本件取引前に株式や投資信託の取引をした経験がある、本件のようなオプション転売取引においても利益が上がることもあれば損失が出ることもあることを認識していたにもかかわらず、友人らとともに得体の知れない投資話に安易に乗って投資するなどしたことがあることからも分かるとおり投資意欲が比較的旺盛であって、投資により大きな利益を上げようとの思いがあったために、本件において、被告会社の従業員からの勧誘に従ってではあるが、わずか 4か月程度の間に自己の財産から約 3470 万円もの大金を安易につぎ込んだのであり、このことが本件取引による損失を拡大させた一因になっているともいえる。

イ しかしながら、これまでに判示したところによれば、本件のような海外通貨先物オプション転売取引は、その仕組みが複雑かつ難解で、素人にとっては、そのプレミアムの変動を予測することは不可能に近く、賭け事に近い性質を持つ極めて危険性の高い取引といえるところ、原告は、長く専業主婦として生活してきた 80 歳の高齢者であって、上記仕組みをよく理解するだけの能力がないことなどから、本件のような取引にはおよそ不適格な者であった。にもかかわらず、被告会社の従業員らは、原告に対し、単純に円安になれば利益が上がり円高になれば損失が出るといった程度の理

解しか得られないような説明をしただけで、極めて安易に、繰り返し多額の取引の勧誘を行って、わずか4か月程度の間に約3470万円もの大金を支出させただけなく、オプションの転売によって利益が上がった際にもその大部分を原告に返還することなく新たな取引の勧誘をして買付資金として支出させ、もって被告会社にわずか4か月程度の間に1800万円余りもの手数料収入を得させたのであり、その行為は、原告の投資適格性を全く考慮せず、その財産の保護を無視して多額の手数料収入の獲得を狙ったもので、詐欺行為と紙一重のものとさえいえる。

ウ 上記イの点に照らすと、上記アのような事情があるとしても、本件の損害の発生、拡大につき原告にも過失があるものとして過失相殺をするのは相当でないというべきである。

(2) 「和解金」について

前記前提事実(4)(5)のとおり、原告は、被告会社から、平成15年6月から平成16年3月までに合計300万円、17年1月末ころに500万円の支払を受けているところ、これらは、前記2、5のとおり、本件取引により原告に損失が生じたことに関連して支払われたものであるから、前記のような本件取引による原告の損害を填補する性質を有するものと解するのが相当であり、前記損害額から控除されるべきものである。

なお、原告は、上記支払は、公序良俗に反する和解契約に基づくもので、不法原因給付に当たると主張する。しかし、被告らの不法行為に関連して原告が得た利益を損害額から控除するか否かは、当該利益が原告の損害を填補する性質を有するものであるか否かを客観的に判断して決すべきであるから、仮に原告が主張するとおりであるとしても、上記判断は左右されない。

(3) 弁護士費用について

本件訴訟の経過、難易度及び認容額等一切の事情を勘案すると、被告らの不法行為と因果関係のある弁護士費用としては、350万円をもって相当と

認める、

(4) したがって、原告が請求できる損害額は、本件取引による損失合計336万4439円から和解金として原告に支払われた合計800万円を控除した2566万4439円に弁護士費用350万円を加えた2916万4439円となる。

7 以上によれば、原告の請求は、被告らに対して2916万4439円及びこれに対する取引終了の日（平成15年6月6日）からの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条、64条ただし書を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第14部

裁判長 裁判官 貝 阿彌 誠

裁判官 水野 有子

裁判官 堀内 元城

別細取引経過一覧表1(時系列表)

買付番号	年月日	摘要	枚数	円ドル為替レート(ITS/TTB)	期限(月)	権利行使価格(¥/1万円)	権利行使価格(¥/1万円)	プレミアム支拂代金(\$)	プレミアム支拂代金(\$)	手数料+消費税(円)	買付金総合計(円)	プレミアム支拂総代金(円)	損益(円)	絶益(区分別合計)	入金額(円)	口座残高(¥)	
①	H4.10.23	入金	30	125.50	H15.3	7600	131.58	0.420	5250	1,976,625	945,000	2,921,625			3,000,000	23,904,38	
②	H4.11.1	買付	30	123.00	H15.3	7800	128.21	0.450	5625	2,075,625	945,000	3,020,625			9,000,000	73,795,29	
③	H4.11.7	買付	20	122.35	H15.3	7800	128.21	0.360	4500	1,101,150	630,000	1,731,150			35,088,14	49,237,30	
④	H4.11.7	買付	10	120.85	H15.3	7900	126.58	0.540	6750	825,863	315,000	1,140,863			25,763,56	8,050,49	
⑤	H4.11.12	買付	20	120.85	H15.3	8000	125.00	0.500	6250	1,510,625	630,000	2,140,625			8,050,49	943,95	
⑥	H4.11.12	買付	10	120.85	H15.3	7900	126.58	0.360	4500	543,825	315,000	858,825			5,000,000	42,317,56	
⑦	H4.11.13	買付	25	121.20	H15.3	8000	125.00	0.500	6250	1,893,750	787,500	2,681,250			20,195,04	2,447,52	
⑧	H4.11.13	買付	25	121.20	H15.3	7900	126.58	0.360	4500	1,363,500	787,500	2,151,000			26,768,56		
⑨	H4.11.27	入金	10	123.35	H15.3	8000	125.00	0.550	6875	848,032	315,000	1,163,032			3,000,000	17,339,85	
⑩	H4.11.27	買付	20	123.85	H15.3	7800	128.21	0.340	4250	1,052,725	630,000	1,682,725			3,763,05		
⑪	H4.12.4	支拂元④	10	122.30				0.940	11750			1,437,025	296,162		15,503,05		
⑫	H4.12.4	支拂元⑤	20	122.30				1,300	16250			3,974,750	1,834,125		48,003,05		
⑬	H4.12.4	支拂元⑥	10	122.30				0.940	11750			1,437,025	578,200		59,753,05		
⑭	H4.12.4	支拂元⑦	25	122.30				1,300	16250			4,968,438	2,287,188		100,378,05		
⑮	H4.12.4	支拂元⑧	18	122.30				0.940	11750			2,586,645	1,377,355		8,063,998		
⑯	H4.12.4	支拂元⑨	7	122.30				0.880	11000			941,710			129,228,05		
⑰	H4.12.4	支拂元⑩	10	122.30				1,300	16250			1,987,375	824,343		145,478,05		
⑱	H4.12.5	支拂元⑪	20	122.30				0.700	8750			2,140,250	409,000		162,978,05		
⑲	H4.12.5	支拂元⑫	20	122.30				0.700	8750			2,140,250	457,525		180,478,05		
⑳	H4.12.10	出金	40	124.95	H15.3	7800	128.21	0.470	5875	2,936,325	1,260,000	4,196,325		-2,163,468	3,753,05		
㉑	H4.12.10	買付	30	124.95	H15.3	7700	129.87	0.330	4125	1,546,257	945,000	2,491,257		-29,830,98	-49,769,98		
㉒	H4.12.12	入金												24,000,000	142,770,10		
㉓	H4.12.12	買付	50	121.60	H15.3	7900	126.58	0.420	5250	3,192,000	1,575,000	4,767,000			103,567,80		
㉔	H4.12.12	買付	50	121.60	H15.3	8000	125.00	0.480	9000	3,648,000	1,575,000	5,223,000			60,615,50		
㉕	H4.12.16	買付	40	122.35	H15.3	8000	125.00	0.500	6250	3,058,750	1,260,000	4,318,750			25,317,18		
㉖	H4.12.16	買付	30	122.35	H15.3	7900	126.58	0.330	4125	1,514,082	945,000	2,459,082			5,218,44		
㉗	H15.2.5	入金												6,500,000	58,959,65		
㉘	H15.2.13	買付	100	121.45	H15.6	7900	126.58	0.450	5625	6,831,563	3,150,000	9,981,563			2,000,000	75,461,3	
㉙	H15.2.14	転売②	30	119.75				0.020	250					-6,725,29			
㉚	H15.2.14	転売①	40	119.75				0.020	250					-5,975,29			
㉛	H15.2.14	転売②	30	119.75				0.005	63					4,975,29			
㉜	H15.2.14	転売①	50	119.75				0.030	375					4,787,79			
㉝	H15.2.14	転売③	50	119.75				0.060	750					2,912,79			
㉞	H15.2.14	転売④	40	119.75				0.060	750					837,21			
㉟	H15.2.14	転売⑤	30	119.75				0.030	375					3,837,21			
㉟	H15.2.21	入金												4,962,21			
㉟	H15.2.28	入金												816,786	11,797,24		
														3,000,000	36,965,02		

四

(備考) 1枚=1250万円
取次手数料： プットオプション買付時に3万1500円(消費税1500円を含む。)
「摘要欄記載の「転売」、「権利放棄」に付された番号は、買付番号に応する各買付によって取得したオプションを転売・権利放棄したことを意味する。
円ドル為替レート：買付はTTS、転売はTTBを使用する。
平成14年12月10日の出金2161万3468円は、被告会社の帳簿上の出金であり、原告に現実に返還された金員ではない(平成14年12月12日に61万3468円が返還された)。
平成14年12月12日の入金2400万円は、上記の未返還金2100万円と新たに原告が交付した300万円の合計額である。
原告が被告会社に現実に支払った金員は、合計3470万3318円である。

別紙 取引経過一覧表2 (取引結果対照用)

買付番号	買付年月日	限月	権利行使価格(¥/1万円)	権利行使(¥/1万円)	1単位(枚)のプレミアム(¥/100円)	手数料(消費税含む)(¥)	約定時のレート(TTS)	購入枚数	買付金総合計(円)	転売年月日	プレミアム(¥/1万)(税込)	1単位(枚)あたりのプレミアム(¥)	転売時レート(TTB)	転売枚数	転売代金総合計	損益	損益(区分別)
①	H14.10.23	H15.3	7600	131.58	0.420	525.0	31,500	125.50	30	2,921,625	H15.3.7	権利放棄		30	0	-2,921,625	-2,921,625
②	H14.11.1	H15.3	7800	128.21	0.450	562.5	31,500	123.00	30	3,020,625	H15.2.14	0.020	25	119.75	30	89,813	-2,930,813
③	H14.11.7	H15.3	7800	128.21	0.360	450.0	31,500	122.35	20	1,731,150	H14.12.5	0.700	875	122.3	20	2,140,250	409,100
④	H14.11.7	H15.3	7900	126.58	0.540	675.0	31,500	122.35	10	1,140,863	H14.12.4	0.940	1,175	122.3	10	1,437,025	296,162
⑤	H14.11.12	H15.3	8000	125.00	0.500	625.0	31,500	120.85	20	2,140,625	H14.12.4	1.300	1,625	122.3	20	3,974,750	1,834,125
⑥	H14.11.12	H15.3	7900	126.58	0.360	450.0	31,500	120.85	10	858,825	H14.12.4	0.940	1,175	122.3	10	1,437,025	578,200
⑦	H14.11.13	H15.3	8000	125.00	0.500	625.0	31,500	121.20	25	2,681,250	H14.12.4	1.300	1,625	122.3	25	4,968,438	2,287,188
⑧	H14.11.13	H15.3	7900	126.58	0.360	450.0	31,500	121.20	25	2,151,000	H14.12.4	0.940	1,175	122.3	18	2,586,645	1,377,355
⑨	H14.11.27	H15.3	8000	125.00	0.550	687.5	31,500	123.35	10	1,163,032	H14.12.4	0.880	1,100	122.3	7	941,710	
⑩	H14.11.29	H15.3	7800	128.21	0.340	425.0	31,500	123.85	20	1,682,725	H14.12.5	0.700	875	122.3	20	2,140,250	457,525
⑪	H14.12.10	H15.3	7800	128.21	0.470	587.5	31,500	124.95	40	4,196,325	H15.2.14	0.020	25	119.75	40	119,750	-4,076,575
⑫	H14.12.10	H15.3	7700	129.87	0.330	412.5	31,500	124.95	30	2,491,257	H15.2.14	0.005	6	119.75	30	22,453	-2,468,804
⑬	H14.12.13	H15.3	7900	126.58	0.420	525.0	31,500	121.60	50	4,767,000	H15.2.14	0.030	38	119.75	50	224,531	-4,542,469
⑭	H14.12.13	H15.3	8000	125.00	0.480	600.0	31,500	121.60	50	5,223,000	H15.2.14	0.060	75	119.75	50	449,063	-4,773,938
⑮	H14.12.16	H15.3	8000	125.00	0.500	625.0	31,500	122.35	40	4,318,750	H15.2.14	0.060	75	119.75	40	359,250	-3,959,500
⑯	H14.12.16	H15.3	7900	126.58	0.330	412.5	31,500	122.35	30	2,459,082	H15.2.14	0.030	38	119.75	30	134,719	-2,324,363
⑰	H15.2.13	H15.6	7900	126.58	0.450	562.5	31,500	121.45	100	9,981,563	H15.6.6	権利放棄		100	0	-9,981,563	-9,981,563
⑱	H15.2.28	H15.6	8100	123.46	0.430	537.5	31,500	119.20	20	1,911,400	H15.5.29	0.005	6	117.25	20	14,656	-1,896,744
⑲	H15.2.28	H15.6	8100	123.46	0.410	512.5	31,500	119.20	15	1,388,850	H15.5.29	0.005	6	117.25	15	10,992	-1,377,858
⑳	H15.2.28	H15.6	8100	123.46	0.410	512.5	31,500	119.20	15	56,706,797						23,042,358	-33,664,439

1枚 = 1250万円

別紙 損益分岐点計算表

賃付番号	賃付年月日	賃付時の為替レート(THS)	権利行使価格 (\$/1万円)	1枚のプレミアム (\$/100円)	1枚のプレミアム (\$/100円)	1枚のプレミアム (\$/100円)	1枚当たりの買付総代金・手数料を含む(円)	1枚のプレミアムに対する手数料のパーセンテージ(%)	損益分岐点(倍率)	
									損益分岐点となるプレミアム(\$/100円)	損益分岐点となるプレミアム(\$/100円)
①	H14.10.23	125.50	7600	0.420	525.0	65,988	97,388	32%	0.621	1.478
②	H14.11.1	123.00	7800	0.450	562.5	69,188	100,698	31%	0.655	1.455
③	H14.11.7	122.35	7800	0.360	450.0	55,058	86,558	36%	0.566	1.572
④	H14.11.7	122.35	7900	0.540	675.0	82,586	114,086	28%	0.746	1.381
⑤	H14.11.12	120.85	8000	0.500	625.0	75,531	107,031	29%	0.709	1.417
⑥	H14.11.12	120.85	7900	0.360	450.0	54,383	85,883	37%	0.569	1.579
⑦	H14.11.13	121.20	80000	0.500	625.0	75,750	107,250	29%	0.708	1.416
⑧	H14.11.13	121.20	7900	0.360	450.0	54,540	86,040	37%	0.568	1.578
⑨	H14.11.27	123.35	80000	0.550	687.5	84,803	116,303	27%	0.754	1.371
⑩	H14.11.29	123.85	7800	0.340	425.0	52,636	84,136	37%	0.543	1.598
⑪	H14.12.10	124.95	7800	0.470	587.5	73,408	104,908	30%	0.612	1.429
⑫	H14.12.10	124.95	7700	0.330	412.5	51,542	83,042	38%	0.532	1.611
⑬	H14.12.13	121.60	7900	0.420	525.0	63,840	95,340	33%	0.627	1.493
⑭	H14.12.13	121.60	8000	0.480	600.0	72,960	104,460	30%	0.687	1.432
⑮	H14.12.16	122.35	8000	0.500	625.0	76,469	107,969	29%	0.706	1.412
⑯	H14.12.16	122.35	7900	0.330	412.5	50,469	81,969	38%	0.536	1.624
⑰	H15.2.13	121.45	7900	0.450	562.5	68,316	99,816	32%	0.657	1.461
⑱	H15.2.28	119.20	8100	0.430	537.5	64,070	95,570	33%	0.641	1.492
⑲	H15.2.28	119.20	8100	0.430	537.5	64,070	95,570	33%	0.641	1.492
⑳	H15.2.28	119.20	8100	0.410	512.5	61,090	92,590	34%	0.621	1.516

手数料=1枚あたり3万1500円(消費税1500円を含む。)
1枚=1250万円